

新旧対照表 (J:COM でんき 家庭用コース契約約款_関西電力エリア)

J:COM でんき 家庭用コース 契約約款 表紙

変更後	変更前	変更
J:COM でんき 家庭用コース契約約款 (関西電力エリア)	J:COM でんき 家庭用コース契約約款	追加
取次業者(約款発行者) : JCOM マーケティング株式会社	取次業者(約款発行者) : 株式会社ジェイコムウエスト	変更
小売電気事業者 : 住友商事株式会社	小売電気事業者 : 住友商事株式会社	
2026 年 4 月 1 日	2025 年 7 月 1 日	変更

J:COM でんき 家庭用コース 契約約款 本文

変更後	変更前	変更
第 5 章 使用および供給 第 34 条 (削除)	第 5 章 使用および供給 第 34 条 (制限または中止の料金割引) 当社は第 33 条 (供給の中止または使用の制限もしくは中止) (1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因が契約者の責めとなる理由による場合は、その契約者については割引いたしません。	変更 削除

第 6 章 契約の変更および終了

第 42 条（解除等）

（1）契約者が、以下の各号のいずれかに該当するときは、当社は契約者との契約を解除することができるものとし、当該解除によって、契約者は当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済していただきます。この場合、当社は、契約を解除する 15 日前までに解除日を明示し、契約者に対して、契約を解除後、無契約となった場合には電気の供給が止まることおよび、契約者が希望される場合には、電気を供給することが義務付けられている小売電気事業者から電気の供給を受けることができることを説明します。なお、契約解除後であっても、当社は契約者に対して、一般送配電事業者等により電気の供給が停止された日（当該供給停止日より前に他の小売電気事業者から電気の供給が開始された場合は当該電気の供給開始日の前日）までの料金を請求できるものといします。

イ 第 31 条（供給の停止）によって、電気の供給を停止された契約者が当社の定め
た期日までにその理由となった事実を解消しないとき。

ロ 料金の支払を遅延したとき。

ハ 約款によって支払うこととなった工事費等を支払わないとき。

ニ 約款の条項（第 71 条（暴力団排除に関する条項）を含みます）に違反する
行為があったと認められる場合およびそのおそれがあるとき。

ホ 差押もしくは競売または滞納処分を受けたとき。

イ 割引の対象

a 従量 A、a グリーン従量 A については最低料金および最低料金に適用される再生
可能エネルギー発電促進賦課金、a 従量 B については基本料金といたします。ただ
し、第 22 条（料金の算定）（1）イまたはロの場合は、制限または中止の日におけ
る契約内容に応じて算定される 1 月の金額といたします。

ロ 割引金額

当社は一般送配電事業者等から申告のあった制限または中止の期間における金
額について契約者へ遡及精算いたします。

第 6 章 契約の変更および終了

第 42 条（解除等）

（1）契約者が、以下の各号のいずれかに該当するときは、当社は契約者との契約を解
除することができるものとし、当該解除によって、契約者は当社に対して負担する一切の
債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済していただきます。
この場合、当社は、契約を解除する 15 日前までに解除日を明示し、契約者に対して、
契約を解除後、無契約となった場合には電気の供給が止まることおよび、契約者が希望
される場合には、電気を供給することが義務付けられている小売電気事業者から電気の
供給を受けることができることを説明します。なお、契約解除後であっても、当社は契約
者に対して、一般送配電事業者等により電気の供給が停止された日（当該供給停止
日より前に他の小売電気事業者から電気の供給が開始された場合は当該電気の供
給開始日の前日）までの料金を請求できるものといします。

イ 第 31 条（供給の停止）によって、電気の供給を停止された契約者が当社の定め
た期日までにその理由となった事実を解消しないとき。

ロ 料金の支払を遅延したとき。

ハ 約款によって支払うこととなった工事費等を支払わないとき。

ニ 約款の条項（第 71 条（暴力団排除に関する条項）を含みます）に違反する
行為があったと認められる場合およびそのおそれがあるとき。

ホ 差押もしくは競売または滞納処分を受けたとき。

へ 破産、民事再生その他の法的整理手続きの申立てを受けたとき、または自らこれらの法的倒産手続きの申立てをなしたとき。 ト 当社が、当社の従業員およびステークホルダーに対する契約者の要求が妥当性を欠くと判断した場合や、契約者の要求を実現するための手段および態様が社会通念上不相当であると判断した場合、当社が書面等でその行為の解消を求める通知を行っても相当期間内に解消しないとき。	へ 破産、民事再生その他の法的整理手続きの申立てを受けたとき、または自らこれらの法的倒産手続きの申立てをなしたとき。	追加
--	---	----

J:COM でんき 家庭用コース 契約約款 別記

変更後			変更前			変更
別記 1 (第 1 条関係) 当社のサービス提供区域および J:COM グループ各社とその提供区域 第 1 条 (適用) (2)に記載する「別記 1 に定める当社のサービス提供区域」は以下のとおりです。			別記 1 (第 1 条関係) 当社のサービス提供区域および J:COM グループ各社とその提供区域 第 1 条 (適用) (2)に記載する「別記 1 に定める当社のサービス提供区域」は以下のとおりです。			変更 変更
法人名	エリア名	提供区域	法人名	局名	提供区域	
JCOM マーケティング(株)	東京東エリア	東京都練馬区、埼玉県和光市、新座市	(株)ジェコム東京	東エリア局	東京都練馬区、埼玉県和光市、新座市	
	杉並・中野エリア	東京都杉並区、中野区		杉並・中野局	東京都杉並区、中野区	
	東京西エリア	東京都国分寺市、小金井市、府中市、国立市、武蔵野市		西エリア局	東京都国分寺市、小金井市、府中市、国立市、武蔵野市	
	すみだ・台東エリア	東京都墨田区、台東区		すみだ・台東局	東京都墨田区、台東区	
	板橋・北エリア	東京都北区、板橋区		板橋・北局	東京都北区、板橋区	
	港・新宿エリア	東京都港区、新宿区		港・新宿局	東京都港区、新宿区	
	大田エリア	東京都大田区		大田局	東京都大田区	
	八王子・日野エリ	東京都八王子市、あきる野市、日の出		八王子・日野局	東京都八王子市、あきる野市、日の出	

	ア	町、日野市			町、日野市	変更
	多摩エリア	東京都立川市、昭島市、国立市、東大和市、武蔵村山市		多摩局	東京都立川市、昭島市、国立市、東大和市、武蔵村山市	
	足立エリア	東京都足立区		足立局	東京都足立区	
	武蔵野・三鷹エリア	東京都武蔵野市、三鷹市		武蔵野・三鷹局	東京都武蔵野市、三鷹市	
	西東京エリア	東京都小平市、西東京市、東久留米市、清瀬市、東村山市		西東京局	東京都小平市、西東京市、東久留米市、清瀬市、東村山市	
	調布エリア	東京都調布市、世田谷区、狛江市		調布局	東京都調布市、世田谷区、狛江市	
	世田谷エリア	東京都世田谷区、狛江市		世田谷局	東京都世田谷区、狛江市	
	江戸川エリア	東京都江戸川区		江戸川局	東京都江戸川区	
	湘南・鎌倉エリア	神奈川県藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町、海老名市門沢橋、鎌倉市、逗子市		湘南・鎌倉局	神奈川県藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町、海老名市門沢橋、鎌倉市、逗子市	
	横須賀エリア	横須賀市、葉山町、三浦市、逗子市		横須賀局	横須賀市、葉山町、三浦市、逗子市	
	南横浜エリア	神奈川県横浜市金沢区、戸塚区、港南区、栄区		南横浜局	神奈川県横浜市金沢区、戸塚区、港南区、栄区	
	相模原・大和エリア	神奈川県相模原市、愛川町、大和市		相模原・大和局	神奈川県相模原市、愛川町、大和市	
	町田・川崎エリア	東京都稲城市、東京都町田市、神奈川県川崎市多摩区、川崎市麻生区、横浜市南区、横浜市青葉区		町田・川崎局	東京都稲城市、東京都町田市、神奈川県川崎市多摩区、川崎市麻生区、横浜市南区、横浜市青葉区	
	かながわセントラルエリア	神奈川県大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、横浜市瀬谷区		かながわセントラル局	神奈川県大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、横浜市瀬谷区	
	横浜テレビエリア	横浜市南区、磯子区、中区、西区		横浜テレビ局	横浜市南区、磯子区、中区、西区	
	西湘エリア	神奈川県秦野市、伊勢原市、小田原市、南足柄市、開成町	(株)ジェイコム湘南・神奈川	西湘局	神奈川県秦野市、伊勢原市、小田原市、南足柄市、開成町	変更
	茨城エリア	茨城県土浦市、龍ヶ崎市、牛久市、阿見町、かすみがうら市、取手市、守		土浦ケーブルテレビ	茨城県土浦市、龍ヶ崎市、牛久市、阿見町、かすみがうら市、取手市、守	

		谷市、美浦村、つくばみらい市、利根町、石岡市、常総市、つくば市	(株)		谷市、美浦村、つくばみらい市、利根町、石岡市、常総市、つくば市	変更
	さいたま南 エリア	埼玉県さいたま市中央区、浦和区、南区、桜区、緑区	(株)ジェイコム埼玉・東日本	さいたま南 局	埼玉県さいたま市中央区、浦和区、南区、桜区、緑区	
	さいたま北 エリア	埼玉県さいたま市大宮区、北区、西区、見沼区、上尾市、伊奈町		さいたま北 局	埼玉県さいたま市大宮区、北区、西区、見沼区、上尾市、伊奈町	
	所沢 エリア	埼玉県所沢市		所沢 局	埼玉県所沢市	
	東上・川越 エリア	埼玉県朝霞市、富士見市、志木市、ふじみ野市、新座市、三芳町、川越市、鶴ヶ島市、坂戸市、日高市、鳩山町、川島町		東上・川越 局	埼玉県朝霞市、富士見市、志木市、ふじみ野市、新座市、三芳町、川越市、鶴ヶ島市、坂戸市、日高市、鳩山町、川島町	
	川口・戸田 エリア	埼玉県川口市、戸田市、東京都足立区		川口・戸田 局	埼玉県川口市、戸田市、東京都足立区	
	越谷・春日部 エリア	埼玉県越谷市、吉川市、松伏町、春日部市、さいたま市岩槻区		越谷・春日部 局	埼玉県越谷市、吉川市、松伏町、春日部市、さいたま市岩槻区	
	草加 エリア	埼玉県草加市、三郷市、八潮市、川口市 東京都足立区		草加 局	埼玉県草加市、三郷市、八潮市、川口市 東京都足立区	
	埼玉県央 エリア	埼玉県鴻巣市、北本市、桶川市、加須市、久喜市、幸手市、蓮田市、白岡市、宮代町、杉戸町		埼玉県央 局	埼玉県鴻巣市、北本市、桶川市、加須市、久喜市、幸手市、蓮田市、白岡市、宮代町、杉戸町	
	熊谷・深谷 エリア	埼玉県熊谷市、深谷市		熊谷・深谷 局	埼玉県熊谷市、深谷市	
	群馬 エリア	群馬県前橋市、高崎市、渋川市、安中市		群馬 局	群馬県前橋市、高崎市、渋川市、安中市	
	仙台 エリア	仙台市青葉区・泉区・宮城野区・若林区、富谷市、黒川郡大和町、宮城郡利府町の一部、名取市		仙台 局	仙台市青葉区・泉区・宮城野区・若林区、富谷市、黒川郡大和町、宮城郡利府町の一部、名取市	

	市川・浦安エリア	千葉県市川市、浦安市全域	(株)ジェイコム千葉	市川・浦安局	千葉県市川市、浦安市全域	変更
	YY 船橋習志野エリア	千葉県船橋市、習志野市、八千代市、千葉市美浜区の一部、花見川区の一部、鎌ヶ谷市の一部		YY 船橋習志野局	千葉県船橋市、習志野市、八千代市、千葉市美浜区の一部、花見川区の一部、鎌ヶ谷市の一部	
	木更津エリア	千葉県木更津市、君津市、袖ヶ浦市の一部、富津市		木更津局	千葉県木更津市、君津市、袖ヶ浦市の一部、富津市	
	千葉セントラルエリア	千葉県千葉市		千葉セントラル局	千葉県千葉市	
	東葛・葛飾エリア	東京都葛飾区、千葉県松戸市、流山市、野田市		東葛・葛飾局	東京都葛飾区、千葉県松戸市、流山市、野田市	
	東関東エリア	千葉県柏市、我孫子市、鎌ヶ谷市、野田市、白井市		東関東局	千葉県柏市、我孫子市、鎌ヶ谷市、野田市、白井市	
	らーばんねっとエリア	千葉県印西市、白井市、船橋市小室町	(株)ジェイコムウエスト	らーばんねっとセンター	千葉県印西市、白井市、船橋市小室町	変更
	宝塚川西エリア	宝塚市、川西市、猪名川町、三田市		宝塚川西局	宝塚市、川西市、猪名川町、三田市	
	かわちエリア	八尾市、羽曳野市、松原市、藤井寺市、柏原市		かわち局	八尾市、羽曳野市、松原市、藤井寺市、柏原市	
	南大阪エリア	大阪狭山市、河内長野市、富田林市		南大阪局	大阪狭山市、河内長野市、富田林市	
	和歌山エリア	和歌山市、海南市、岩出市、紀の川市貴志川町		和歌山局	和歌山市、海南市、岩出市、紀の川市貴志川町	
	りんくうエリア	泉佐野市、貝塚市、泉南市、阪南市、田尻町、熊取町、岬町		りんくう局	泉佐野市、貝塚市、泉南市、阪南市、田尻町、熊取町、岬町	
	堺エリア	堺市、高石市		堺局	堺市、高石市	
	和泉・泉大津エリア	和泉市、泉大津市		和泉・泉大津局	和泉市、泉大津市	
	大阪エリア	大阪市阿倍野区、住吉区、東住吉区、平野区、生野区、天王寺区		大阪局	大阪市阿倍野区、住吉区、東住吉区、平野区、生野区、天王寺区	
	大阪セントラルエリア	大阪市旭区、北区、中央区、淀川区、		大阪セントラル局	大阪市旭区、北区、中央区、淀川区、	

	ア	東淀川区、城東区、都島区、鶴見区、東成区			東淀川区、城東区、都島区、鶴見区、東成区	変更
	北摂エリア	大阪府箕面市、茨木市、摂津市		北摂局	大阪府箕面市、茨木市、摂津市	
	京都みやびじょん エリア	京都市、向日市、長岡京市、大山崎町、八幡市		京都みやびじょん 局	京都市、向日市、長岡京市、大山崎町、八幡市	
	北河内エリア	守口市、門真市、大東市、四條畷市、交野市、寝屋川市		北河内局	守口市、門真市、大東市、四條畷市、交野市、寝屋川市	
	北大阪エリア	吹田市、豊中市、池田市		北大阪局	吹田市、豊中市、池田市	
	高槻エリア	高槻市、島本町		高槻局	高槻市、島本町	
	東大阪エリア	東大阪市		東大阪局	東大阪市	
	神戸芦屋エリア	兵庫県神戸市東灘区、灘区、中央区、兵庫区、北区、芦屋市、六甲アイランド		神戸芦屋局	兵庫県神戸市東灘区、灘区、中央区、兵庫区、北区、芦屋市、六甲アイランド	
	神戸三木エリア	神戸市須磨区、垂水区、長田区、西区、兵庫区、三木市		神戸三木局	神戸市須磨区、垂水区、長田区、西区、兵庫区、三木市	
	福岡エリア	福岡県福岡市東区、博多区、中央区、早良区、西区、南区、城南区、福岡県古賀市、福岡県糸島市、福岡県糟屋郡新宮町、粕屋町、篠栗町、志免町、福岡県筑紫郡那珂川町、福岡県春日市、福岡県大野城市、福岡県筑紫野市		(株)ジェイコム九州	福岡局	福岡県福岡市東区、博多区、中央区、早良区、西区、南区、城南区、福岡県古賀市、福岡県糸島市、福岡県糟屋郡新宮町、粕屋町、篠栗町、志免町、福岡県筑紫郡那珂川町、福岡県春日市、福岡県大野城市、福岡県筑紫野市
	北九州エリア	福岡県北九州市小倉北区、小倉南区、戸畑区、八幡東区、八幡西区、若松区、門司区、福岡県中間市、福岡県遠賀郡遠賀町、水巻町、岡垣町、芦屋町、福岡県宗像市、福岡県福津市		北九州局	福岡県北九州市小倉北区、小倉南区、戸畑区、八幡東区、八幡西区、若松区、門司区、福岡県中間市、福岡県遠賀郡遠賀町、水巻町、岡垣町、芦屋町、福岡県宗像市、福岡県福津市	

	熊本エリア	熊本県熊本市、益城町、菊陽町、合志市		熊本局	熊本県熊本市、益城町、菊陽町、合志市	変更
	大分エリア	大分県大分市、由布市、津久見市、豊後大野市、玖珠郡九重町、国東市安岐町、竹田市、臼杵市	(株)ケーブルネット下関	下関局	下関市	
(株)ケーブルネット下関	下関エリア	下関市	大分ケーブルテレコム(株)	大分局	大分県大分市、由布市、津久見市、豊後大野市、玖珠郡九重町、国東市安岐町、竹田市、臼杵市	変更

J:COM でんき 家庭用コース 契約約款 附則

変更後	変更前	変更
(実施期日) この改正規定は、2026 年 4 月 1 日から実施します。 (ジェイコム各社の組織再編に伴う債権債務の承継について) 株式会社ジェイコム東京、株式会社ジェイコム札幌、株式会社ジェイコム湘南・神奈川、株式会社ジェイコム埼玉・東日本、株式会社ジェイコム千葉、土浦ケーブルテレビ株式会社、株式会社ジェイコムウエスト、株式会社ジェイコム九州、大分ケーブルテレコム株式会社の 9 社は、株式会社ジェイコム東京を存続会社とする吸収合併を 2026 年 4 月 1 日付で実施します。(以下、「組織再編」といいます) また、存続会社である株式会社ジェイコム東京は、2026 年 4 月 1 日付で JCOM マーケティング株式会社に商号変更します。 この組織再編に伴い、消滅会社となるジェイコム各社が有する一切の債権および債務は、2026 年 4 月 1 日をもって JCOM マーケティング株式会社が承継します。当該債権の請求その他の取扱いについては、本約款の定めに従うものとします。		追加

新旧対照表 (J:COM でんき 共用部コース契約約款_関西電力エリア)

J:COM でんき 共用部コース契約約款 表紙

変更後	変更前	変更
J:COM でんき 共用部コース契約約款 (関西電力エリア)	J:COM でんき 共用部コース契約約款	追加
取次業者(約款発行者) : JCOM マーケティング株式会社	取次業者(約款発行者) : 株式会社ジェイコムウエスト	変更
小売電気事業者 : 住友商事株式会社	小売電気事業者 : 住友商事株式会社	
2026 年 4 月 1 日	2025 年 7 月 1 日	変更

J:COM でんき 共用部コース契約約款 本文

変更後	変更前	変更
第 5 章 使用および供給 第 33 条 (削除)	第 5 章 使用および供給 第 33 条 (制限または中止の料金割引) 当社は第 32 条 (供給の中止または使用の制限もしくは中止) (1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因が契約者の責めとなる理由による場合は、その契約者については割引いたしません。 イ 割引の対象	変更 削除

第 6 章 契約の変更および終了

第 41 条（解除等）

（1）契約者が、以下の各号のいずれかに該当するときは、当社は契約者との契約を解除することができるものとし、当該解除によって、契約者は当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済していただきます。この場合、当社は、契約を解除する 15 日前までに解除日を明示し、契約者に対して、①契約を解除後、無契約となった場合には電気の供給が止まることおよび、②契約者が希望される場合には、電気を供給することが義務付けられている小売電気事業者から電気の供給を受けることができることを説明します。なお、契約解除後であっても、当社は契約者に対して、一般送配電事業者等により電気の供給が停止された日（当該供給停止日よりも前に他の小売電気事業者から電気の供給が開始された場合は当該電気の供給開始日の前日）までの料金を請求できるものといたします。

イ 第 30 条（供給の停止）によって、電気の供給を停止された契約者が当社の定め
た期日までにその理由となった事実を解消しないとき。

ロ 料金の支払を遅延したとき。

ハ 約款によって支払うこととなった工事費等を支払わないとき。

ニ 約款の条項（第 70 条（暴力団排除に関する条項）を含みます）に違反する
行為があったと認められる場合およびそのおそれがあるとき。

ホ 差押もしくは競売または滞納処分を受けたとき。

a 従量 A については最低料金および最低料金に適用される再生可能エネルギー発電
促進賦課金、a 従量 B および a 低圧電力については基本料金（力率割引または割
増しの適用を受ける場合は、その適用後の基本料金といたします）といたします。た
だし、第 21 条（料金の算定）（1）イまたはロの場合は、制限または中止の日における
契約内容に応じて算定される 1 月の金額といたします。

ロ 割引金額

当社は一般送配電事業者等から申告のあった制限または中止の期間における金額に
ついて契約者へ遡及精算いたします。

第 6 章 契約の変更および終了

第 41 条（解除等）

（1）契約者が、以下の各号のいずれかに該当するときは、当社は契約者との契約を解除することができるものとし、当該解除によって、契約者は当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済していただきます。この場合、当社は、契約を解除する 15 日前までに解除日を明示し、契約者に対して、①契約を解除後、無契約となった場合には電気の供給が止まることおよび、②契約者が希望される場合には、電気を供給することが義務付けられている小売電気事業者から電気の供給を受けることができることを説明します。なお、契約解除後であっても、当社は契約者に対して、一般送配電事業者等により電気の供給が停止された日（当該供給停止日よりも前に他の小売電気事業者から電気の供給が開始された場合は当該電気の供給開始日の前日）までの料金を請求できるものといたします。

イ 第 30 条（供給の停止）によって、電気の供給を停止された契約者が当社の定め
た期日までにその理由となった事実を解消しないとき。

ロ 料金の支払を遅延したとき。

ハ 約款によって支払うこととなった工事費等を支払わないとき。

ニ 約款の条項（第 70 条（暴力団排除に関する条項）を含みます）に違反する行
為があったと認められる場合およびそのおそれがあるとき。

ホ 差押もしくは競売または滞納処分を受けたとき。

ハ 破産、民事再生その他の法的整理手続きの申立てを受けたとき、または自らこれらの法的倒産手続きの申立てをなしたとき。 ト 当社が、当社の従業員およびステークホルダーに対する契約者の要求が妥当性を欠くと判断した場合や、契約者の要求を実現するための手段および態様が社会通念上不相当であると判断した場合、当社が書面等でその行為の解消を求める通知を行っても相当期間内に解消しないとき。	ハ 破産、民事再生その他の法的整理手続きの申立てを受けたとき、または自らこれらの法的倒産手続きの申立てをなしたとき。	追加
--	---	----

J:COM でんき 共用部コース 契約約款 別記

変更後			変更前			変更
別記 1 （第 1 条関係）当社のサービス提供区域および J:COM グループ各社とその提供区域			別記 1 （第 1 条関係）当社のサービス提供区域および J:COM グループ各社とその提供区域			変更 変更
法人名	エリア名	提供区域	法人名	局名	提供区域	
JCOM マーケティング(株)	東京東エリア	東京都練馬区、埼玉県和光市、新座市	(株)ジェコム東京	東エリア局	東京都練馬区、埼玉県和光市、新座市	
	杉並・中野エリア	東京都杉並区、中野区		杉並・中野局	東京都杉並区、中野区	
	東京西エリア	東京都国分寺市、小金井市、府中市、国立市、武蔵野市		西エリア局	東京都国分寺市、小金井市、府中市、国立市、武蔵野市	
	すみだ・台東エリア	東京都墨田区、台東区		すみだ・台東局	東京都墨田区、台東区	
	板橋・北エリア	東京都北区、板橋区		板橋・北局	東京都北区、板橋区	
	港・新宿エリア	東京都港区、新宿区		港・新宿局	東京都港区、新宿区	
	大田エリア	東京都大田区		大田局	東京都大田区	
	八王子・日野エリア	東京都八王子市、あきる野市、日の出町、日野市		八王子・日野局	東京都八王子市、あきる野市、日の出町、日野市	
	多摩エリア	東京都立川市、昭島市、国立市、東		多摩局	東京都立川市、昭島市、国立市、東	

		大和市、武蔵村山市			大和市、武蔵村山市	変更	
	足立エリア	東京都足立区		足立局	東京都足立区		
	武蔵野・三鷹エリア	東京都武蔵野市、三鷹市		武蔵野・三鷹局	東京都武蔵野市、三鷹市		
	西東京エリア	東京都小平市、西東京市、東久留米市、清瀬市、東村山市		西東京局	東京都小平市、西東京市、東久留米市、清瀬市、東村山市		
	調布エリア	東京都調布市、世田谷区、狛江市		調布局	東京都調布市、世田谷区、狛江市		
	世田谷エリア	東京都世田谷区、狛江市		世田谷局	東京都世田谷区、狛江市		
	江戸川エリア	東京都江戸川区		江戸川局	東京都江戸川区		
	湘南・鎌倉エリア	神奈川県藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町、海老名市門沢橋、鎌倉市、逗子市		(株)ジェイコム湘南・神奈川	湘南・鎌倉局		神奈川県藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町、海老名市門沢橋、鎌倉市、逗子市
	横須賀エリア	横須賀市、葉山町、三浦市、逗子市			横須賀局		横須賀市、葉山町、三浦市、逗子市
	南横浜エリア	神奈川県横浜市金沢区、戸塚区、港南区、栄区			南横浜局		神奈川県横浜市金沢区、戸塚区、港南区、栄区
	相模原・大和エリア	神奈川県相模原市、愛川町、大和市			相模原・大和局		神奈川県相模原市、愛川町、大和市
	町田・川崎エリア	東京都稲城市、東京都町田市、神奈川県川崎市多摩区、川崎市麻生区、横浜市南区、横浜市青葉区			町田・川崎局		東京都稲城市、東京都町田市、神奈川県川崎市多摩区、川崎市麻生区、横浜市南区、横浜市青葉区
	かながわセントラルエリア	神奈川県大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、横浜市瀬谷区			かながわセントラル局		神奈川県大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、横浜市瀬谷区
	横浜テレビエリア	横浜市南区、磯子区、中区、西区			横浜テレビ局		横浜市南区、磯子区、中区、西区
	西湘エリア	神奈川県秦野市、伊勢原市、小田原市、南足柄市、開成町			西湘局		神奈川県秦野市、伊勢原市、小田原市、南足柄市、開成町
茨城エリア	茨城県土浦市、龍ヶ崎市、牛久市、阿見町、かすみがうら市、取手市、守谷市、美浦村、つくばみらい市、利根	土浦ケーブルテレビ(株)	茨城局	茨城県土浦市、龍ヶ崎市、牛久市、阿見町、かすみがうら市、取手市、守谷市、美浦村、つくばみらい市、利根	変更		

		町、石岡市、常総市、つくば市			町、石岡市、常総市、つくば市	
	さいたま南エリア	埼玉県さいたま市中央区、浦和区、南区、桜区、緑区	(株)ジェイコム埼玉・東日本	さいたま南局	埼玉県さいたま市中央区、浦和区、南区、桜区、緑区	変更
	さいたま北エリア	埼玉県さいたま市大宮区、北区、西区、見沼区、上尾市、伊奈町		さいたま北局	埼玉県さいたま市大宮区、北区、西区、見沼区、上尾市、伊奈町	
	所沢エリア	埼玉県所沢市		所沢局	埼玉県所沢市	
	東上・川越エリア	埼玉県朝霞市、富士見市、志木市、ふじみ野市、新座市、三芳町、川越市、鶴ヶ島市、坂戸市、日高市、鳩山町、川島町		東上・川越局	埼玉県朝霞市、富士見市、志木市、ふじみ野市、新座市、三芳町、川越市、鶴ヶ島市、坂戸市、日高市、鳩山町、川島町	
	川口・戸田エリア	埼玉県川口市、戸田市、東京都足立区		川口・戸田局	埼玉県川口市、戸田市、東京都足立区	
	越谷・春日部エリア	埼玉県越谷市、吉川市、松伏町、春日部市、さいたま市岩槻区		越谷・春日部局	埼玉県越谷市、吉川市、松伏町、春日部市、さいたま市岩槻区	
	草加エリア	埼玉県草加市、三郷市、八潮市、川口市 東京都足立区		草加局	埼玉県草加市、三郷市、八潮市、川口市 東京都足立区	
	埼玉県央エリア	埼玉県鴻巣市、北本市、桶川市、加須市、久喜市、 幸手市、蓮田市、白岡市、宮代町、杉戸町		埼玉県央局	埼玉県鴻巣市、北本市、桶川市、加須市、久喜市、 幸手市、蓮田市、白岡市、宮代町、杉戸町	
	熊谷・深谷エリア	埼玉県熊谷市、深谷市		熊谷・深谷局	埼玉県熊谷市、深谷市	
	群馬エリア	群馬県前橋市、高崎市、渋川市、安中市		群馬局	群馬県前橋市、高崎市、渋川市、安中市	
	仙台エリア	仙台市青葉区・泉区・宮城野区・若林区、富谷市、黒川郡大和町、宮城郡利府町の一部、名取市		仙台局	仙台市青葉区・泉区・宮城野区・若林区、富谷市、黒川郡大和町、宮城郡利府町の一部、名取市	
	市川・浦安エリア	千葉県市川市、浦安市全域	(株)ジェイコム	市川・浦安局	千葉県市川市、浦安市全域	変更

	YY 船橋習志野 エリア	千葉県船橋市、習志野市、八千代市、千葉市美浜区の一部、花見川区の一部、鎌ヶ谷市の一部	ム千葉	YY 船橋習志野 局	千葉県船橋市、習志野市、八千代市、千葉市美浜区の一部、花見川区の一部、鎌ヶ谷市の一部	変更
	木更津 エリア	千葉県木更津市、君津市、袖ヶ浦市の一部、富津市		木更津 局	千葉県木更津市、君津市、袖ヶ浦市の一部、富津市	
	千葉セントラル エリア	千葉県千葉市		千葉セントラル 局	千葉県千葉市	
	東葛・葛飾 エリア	東京都葛飾区、千葉県松戸市、流山市、野田市		東葛・葛飾 局	東京都葛飾区、千葉県松戸市、流山市、野田市	
	東関東 エリア	千葉県柏市、我孫子市、鎌ヶ谷市、野田市、白井市		東関東 局	千葉県柏市、我孫子市、鎌ヶ谷市、野田市、白井市	
	らーばんねっと エリア	千葉県印西市、白井市、船橋市小室町		らーばんねっと センター	千葉県印西市、白井市、船橋市小室町	
	宝塚川西 エリア	宝塚市、川西市、猪名川町、三田市	(株)ジェイコムウエスト	宝塚川西 局	宝塚市、川西市、猪名川町、三田市	
	かわち エリア	八尾市、羽曳野市、松原市、藤井寺市、柏原市		かわち 局	八尾市、羽曳野市、松原市、藤井寺市、柏原市	
	南大阪 エリア	大阪狭山市、河内長野市、富田林市		南大阪 局	大阪狭山市、河内長野市、富田林市	
	和歌山 エリア	和歌山市、海南市、岩出市、紀の川市貴志川町		和歌山 局	和歌山市、海南市、岩出市、紀の川市貴志川町	
	りんくう エリア	泉佐野市、貝塚市、泉南市、阪南市、田尻町、熊取町、岬町		りんくう 局	泉佐野市、貝塚市、泉南市、阪南市、田尻町、熊取町、岬町	
	堺 エリア	堺市、高石市		堺 局	堺市、高石市	
	和泉・泉大津 エリア	和泉市、泉大津市		和泉・泉大津 局	和泉市、泉大津市	
	大阪 エリア	大阪市阿倍野区、住吉区、東住吉区、平野区、生野区、天王寺区		大阪 局	大阪市阿倍野区、住吉区、東住吉区、平野区、生野区、天王寺区	
	大阪セントラル エリア	大阪市旭区、北区、中央区、淀川区、東淀川区、城東区、都島区、鶴見区、		大阪セントラル 局	大阪市旭区、北区、中央区、淀川区、東淀川区、城東区、都島区、鶴見区、	

		東成区			東成区	変更
	北摂 エリア	大阪府箕面市、茨木市、摂津市		北摂 局	大阪府箕面市、茨木市、摂津市	
	京都みやびじょ んエリア	京都市、向日市、長岡京市、大山崎町、八幡市		京都みやびじょ ん局	京都市、向日市、長岡京市、大山崎町、八幡市	
	北河内 エリア	守口市、門真市、大東市、四條畷市、交野市、寝屋川市		北河内 局	守口市、門真市、大東市、四條畷市、交野市、寝屋川市	
	北大阪 エリア	吹田市、豊中市、池田市		北大阪 局	吹田市、豊中市、池田市	
	高槻 エリア	高槻市、島本町		高槻 局	高槻市、島本町	
	東大阪 エリア	東大阪市		東大阪 局	東大阪市	
	神戸芦屋 エリア	兵庫県神戸市東灘区、灘区、中央区、兵庫区、北区、芦屋市、六甲アイランド		神戸芦屋 局	兵庫県神戸市東灘区、灘区、中央区、兵庫区、北区、芦屋市、六甲アイランド	
	神戸三木 エリア	神戸市須磨区、垂水区、長田区、西区、兵庫区、三木市		神戸三木 局	神戸市須磨区、垂水区、長田区、西区、兵庫区、三木市	
	福岡 エリア	福岡県福岡市東区、博多区、中央区、早良区、西区、南区、城南区、福岡県古賀市、福岡県糸島市、福岡県糟屋郡新宮町、粕屋町、篠栗町、志免町、福岡県筑紫郡那珂川町、福岡県春日市、福岡県大野城市、福岡県筑紫野市	(株)ジェイコム九州	福岡 局	福岡県福岡市東区、博多区、中央区、早良区、西区、南区、城南区、福岡県古賀市、福岡県糸島市、福岡県糟屋郡新宮町、粕屋町、篠栗町、志免町、福岡県筑紫郡那珂川町、福岡県春日市、福岡県大野城市、福岡県筑紫野市	
	北九州 エリア	福岡県北九州市小倉北区、小倉南区、戸畑区、八幡東区、八幡西区、若松区、門司区、福岡県中間市、福岡県遠賀郡遠賀町、水巻町、岡垣町、芦屋町、福岡県宗像市、福岡県福津市		北九州 局	福岡県北九州市小倉北区、小倉南区、戸畑区、八幡東区、八幡西区、若松区、門司区、福岡県中間市、福岡県遠賀郡遠賀町、水巻町、岡垣町、芦屋町、福岡県宗像市、福岡県福津市	
	熊本 エリア	熊本県熊本市、益城町、菊陽町、合		熊本 局	熊本県熊本市、益城町、菊陽町、合	

		志市			志市	
	大分エリア	大分県大分市、由布市、津久見市、豊後大野市、玖珠郡九重町、国東市安岐町、竹田市、臼杵市	(株)ケーブルネット下関	下関局	下関市	変更
(株)ケーブルネット下関	下関エリア	下関市	大分ケーブルテレコム(株)	大分局	大分県大分市、由布市、津久見市、豊後大野市、玖珠郡九重町、国東市安岐町、竹田市、臼杵市	変更

J:COM でんき 共用部コース契約約款 附則

変更後	変更前	変更
(実施期日) この改正規定は、2026 年 4 月 1 日から実施します。 (ジェイコム各社の組織再編に伴う債権債務の承継について) 株式会社ジェイコム東京、株式会社ジェイコム札幌、株式会社ジェイコム湘南・神奈川、株式会社ジェイコム埼玉・東日本、株式会社ジェイコム千葉、土浦ケーブルテレビ株式会社、株式会社ジェイコムウエスト、株式会社ジェイコム九州、大分ケーブルテレコム株式会社の 9 社は、株式会社ジェイコム東京を存続会社とする吸収合併を 2026 年 4 月 1 日付で実施します。(以下、「組織再編」といいます) また、存続会社である株式会社ジェイコム東京は、2026 年 4 月 1 日付で JCOM マーケティング株式会社に商号変更します。 この組織再編に伴い、消滅会社となるジェイコム各社が有する一切の債権および債務は、2026 年 4 月 1 日をもって JCOM マーケティング株式会社が承継します。当該債権の請求その他の取扱いについては、本約款の定めに従うものとします。		追加

新旧対照表 (J:COM 電力 家庭用コース契約約款_関西電力エリア)

J:COM 電力 家庭用コース 契約約款 表紙

変更後	変更前	変更
J:COM 電力 家庭用コース契約約款 (関西電力エリア)	J:COM 電力 家庭用コース契約約款	追加
取次業者(約款発行者) : JCOM マーケティング株式会社	取次業者(約款発行者) : 株式会社ジェイコムウエスト	変更
小売電気事業者 : 住友商事株式会社	小売電気事業者 : 住友商事株式会社	
2026 年 4 月 1 日	2025 年 7 月 1 日	変更

J:COM 電力 家庭用コース 契約約款 本文

変更後	変更前	変更
第 5 章 使用および供給 第 34 条 (削除)	第 5 章 使用および供給 第 34 条 (制限または中止の料金割引) 当社は第 33 条 (供給の中止または使用の制限もしくは中止) (1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因が契約者の責めとなる理由による場合は、その契約者については割引いたしません。	変更 削除

第 6 章 契約の変更および終了

第 42 条（解除等）

（1）契約者が、以下の各号のいずれかに該当するときは、当社は契約者との契約を解除することができるものとし、当該解除によって、契約者は当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済していただきます。この場合、当社は、契約を解除する 15 日前までに解除日を明示し、契約者に対して、契約を解除後、無契約となった場合には電気の供給が止まることおよび、契約者が希望される場合には、電気を供給することが義務付けられている小売電気事業者から電気の供給を受けることができることを説明します。なお、契約解除後であっても、当社は契約者に対して、一般送配電事業者等により電気の供給が停止された日（当該供給停止日よりも前に他の小売電気事業者から電気の供給が開始された場合は当該電気の供給開始日の前日）までの料金を請求できるものといたします。

イ 第 31 条（供給の停止）によって、電気の供給を停止された契約者が当社の定め
た期日までにその理由となった事実を解消しないとき。

ロ 料金の支払を遅延したとき。

ハ 約款によって支払うこととなった工事費等を支払わないとき。

イ 割引の対象

従量 A、グリーン従量 A については最低料金および最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金、従量 B、季節別時間帯別、時間帯別、季時別 PS、グリーン従量 B、グリーン季節別時間帯別、グリーン時間帯別、グリーン季時別 PS については基本料金といたします。ただし、第 22 条（料金の算定）（1）イまたはロの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される 1 月の金額といたします。

ロ 割引金額

当社は一般送配電事業者等から申告のあった制限または中止の期間における金額について契約者へ遡及精算いたします。

第 6 章 契約の変更および終了

第 42 条（解除等）

（1）契約者が、以下の各号のいずれかに該当するときは、当社は契約者との契約を解除することができるものとし、当該解除によって、契約者は当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済していただきます。この場合、当社は、契約を解除する 15 日前までに解除日を明示し、契約者に対して、契約を解除後、無契約となった場合には電気の供給が止まることおよび、契約者が希望される場合には、電気を供給することが義務付けられている小売電気事業者から電気の供給を受けることができることを説明します。なお、契約解除後であっても、当社は契約者に対して、一般送配電事業者等により電気の供給が停止された日（当該供給停止日よりも前に他の小売電気事業者から電気の供給が開始された場合は当該電気の供給開始日の前日）までの料金を請求できるものといたします。

イ 第 31 条（供給の停止）によって、電気の供給を停止された契約者が当社の定め
た期日までにその理由となった事実を解消しないとき。

ロ 料金の支払を遅延したとき。

ハ 約款によって支払うこととなった工事費等を支払わないとき。

二 約款の条項（第 71 条（暴力団排除に関する条項）を含みます）に違反する行為があったと認められる場合およびそのおそれがあるとき。 ホ 差押もしくは競売または滞納処分を受けたとき。 ヘ 破産、民事再生その他の法的整理手続きの申立てを受けたとき、または自らこれらの法的倒産手続きの申立てをなしたとき。 ト 当社が、当社の従業員およびステークホルダーに対する契約者の要求が妥当性を欠くと判断した場合や、契約者の要求を実現するための手段および態様が社会通念上不相当であると判断した場合、当社が書面等でその行為の解消を求める通知を行っても相当期間内に解消しないとき。	二 約款の条項（第 71 条（暴力団排除に関する条項）を含みます）に違反する行為があったと認められる場合およびそのおそれがあるとき。 ホ 差押もしくは競売または滞納処分を受けたとき。 ヘ 破産、民事再生その他の法的整理手続きの申立てを受けたとき、または自らこれらの法的倒産手続きの申立てをなしたとき。	追加
--	---	----

J:COM 電力 家庭用コース 契約約款 別記

変更後			変更前			変更
別記 1 （第 1 条関係）当社のサービス提供区域および J:COM グループ各社とその提供区域 第 1 条（適用）（2）に記載する「別記 1 に定める当社のサービス提供区域」は以下のとおりです。			別記 1 （第 1 条関係）当社のサービス提供区域および J:COM グループ各社とその提供区域 第 1 条（適用）（2）に記載する「別記 1 に定める当社のサービス提供区域」は以下のとおりです。			変更 変更
法人名	エリア名	提供区域	法人名	局名	提供区域	
JCOM マーケティング(株)	東京東エリア	東京都練馬区、埼玉県和光市、新座市	(株)ジェコム東京	東エリア局	東京都練馬区、埼玉県和光市、新座市	
	杉並・中野エリア	東京都杉並区、中野区		杉並・中野局	東京都杉並区、中野区	
	東京西エリア	東京都国分寺市、小金井市、府中市、国立市、武蔵野市		西エリア局	東京都国分寺市、小金井市、府中市、国立市、武蔵野市	
	すみだ・台東エリア	東京都墨田区、台東区		すみだ・台東局	東京都墨田区、台東区	
	板橋・北エリア	東京都北区、板橋区		板橋・北局	東京都北区、板橋区	
	港・新宿エリア	東京都港区、新宿区		港・新宿局	東京都港区、新宿区	

	大田 エリア	東京都大田区		大田 局	東京都大田区	変更
	八王子・日野 エリア	東京都八王子市、あきる野市、日の出町、日野市		八王子・日野 局	東京都八王子市、あきる野市、日の出町、日野市	
	多摩 エリア	東京都立川市、昭島市、国立市、東大和市、武蔵村山市		多摩 局	東京都立川市、昭島市、国立市、東大和市、武蔵村山市	
	足立 エリア	東京都足立区		足立 局	東京都足立区	
	武蔵野・三鷹 エリア	東京都武蔵野市、三鷹市		武蔵野・三鷹 局	東京都武蔵野市、三鷹市	
	西東京 エリア	東京都小平市、西東京市、東久留米市、清瀬市、東村山市		西東京 局	東京都小平市、西東京市、東久留米市、清瀬市、東村山市	
	調布 エリア	東京都調布市、世田谷区、狛江市		調布 局	東京都調布市、世田谷区、狛江市	
	世田谷 エリア	東京都世田谷区、狛江市		世田谷 局	東京都世田谷区、狛江市	
	江戸川 エリア	東京都江戸川区		江戸川 局	東京都江戸川区	
	湘南・鎌倉 エリア	神奈川県藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町、海老名市門沢橋、鎌倉市、逗子市		(株)ジェイコム湘南・神奈川 湘南・鎌倉 局	神奈川県藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町、海老名市門沢橋、鎌倉市、逗子市	
	横須賀 エリア	横須賀市、葉山町、三浦市、逗子市		横須賀 局	横須賀市、葉山町、三浦市、逗子市	
	南横浜 エリア	神奈川県横浜市金沢区、戸塚区、港南区、栄区		南横浜 局	神奈川県横浜市金沢区、戸塚区、港南区、栄区	
	相模原・大和 エリア	神奈川県相模原市、愛川町、大和市		相模原・大和 局	神奈川県相模原市、愛川町、大和市	
	町田・川崎 エリア	東京都稲城市、東京都町田市、神奈川県川崎市多摩区、川崎市麻生区、横浜市南区、横浜市青葉区		町田・川崎 局	東京都稲城市、東京都町田市、神奈川県川崎市多摩区、川崎市麻生区、横浜市南区、横浜市青葉区	
	かながわセントラル エリア	神奈川県大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、横浜市瀬谷区		かながわセントラル 局	神奈川県大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、横浜市瀬谷区	
	横浜テレビ エリア	横浜市南区、磯子区、中区、西区		横浜テレビ 局	横浜市南区、磯子区、中区、西区	
	西湘 エリア	神奈川県秦野市、伊勢原市、小田原市、南足柄市、開成町		西湘 局	神奈川県秦野市、伊勢原市、小田原市、南足柄市、開成町	

	茨城 エリア	茨城県土浦市、龍ケ崎市、牛久市、阿見町、かすみがうら市、取手市、守谷市、美浦村、つくばみらい市、利根町、石岡市、常総市、つくば市	土浦ケーブルテレビ (株)	茨城 局	茨城県土浦市、龍ケ崎市、牛久市、阿見町、かすみがうら市、取手市、守谷市、美浦村、つくばみらい市、利根町、石岡市、常総市、つくば市	変更
	さいたま南 エリア	埼玉県さいたま市中央区、浦和区、南区、桜区、緑区		さいたま南 局	埼玉県さいたま市中央区、浦和区、南区、桜区、緑区	
	さいたま北 エリア	埼玉県さいたま市大宮区、北区、西区、見沼区、上尾市、伊奈町		さいたま北 局	埼玉県さいたま市大宮区、北区、西区、見沼区、上尾市、伊奈町	
	所沢 エリア	埼玉県所沢市		所沢 局	埼玉県所沢市	
	東上・川越 エリア	埼玉県朝霞市、富士見市、志木市、ふじみ野市、新座市、三芳町、川越市、鶴ヶ島市、坂戸市、日高市、鳩山町、川島町		東上・川越 局	埼玉県朝霞市、富士見市、志木市、ふじみ野市、新座市、三芳町、川越市、鶴ヶ島市、坂戸市、日高市、鳩山町、川島町	
	川口・戸田 エリア	埼玉県川口市、戸田市、東京都足立区		川口・戸田 局	埼玉県川口市、戸田市、東京都足立区	
	越谷・春日部 エリア	埼玉県越谷市、吉川市、松伏町、春日部市、さいたま市岩槻区		越谷・春日部 局	埼玉県越谷市、吉川市、松伏町、春日部市、さいたま市岩槻区	
	草加 エリア	埼玉県草加市、三郷市、八潮市、川口市 東京都足立区		草加 局	埼玉県草加市、三郷市、八潮市、川口市 東京都足立区	
	埼玉県央 エリア	埼玉県鴻巣市、北本市、桶川市、加須市、久喜市、幸手市、蓮田市、白岡市、宮代町、杉戸町		埼玉県央 局	埼玉県鴻巣市、北本市、桶川市、加須市、久喜市、幸手市、蓮田市、白岡市、宮代町、杉戸町	
	熊谷・深谷 エリア	埼玉県熊谷市、深谷市		熊谷・深谷 局	埼玉県熊谷市、深谷市	
	群馬 エリア	群馬県前橋市、高崎市、渋川市、安中市	(株)ジェコム埼玉・東日本	群馬 局	群馬県前橋市、高崎市、渋川市、安中市	変更
	仙台 エリア	仙台市青葉区・泉区・宮城野区・若林		仙台 局	仙台市青葉区・泉区・宮城野区・若林	

		区、富谷市、黒川郡大和町、宮城郡利府町の一部、名取市			区、富谷市、黒川郡大和町、宮城郡利府町の一部、名取市	
	市川・浦安エリア	千葉県市川市、浦安市全域	(株)ジェイコム千葉	市川・浦安局	千葉県市川市、浦安市全域	変更
	YY 船橋習志野エリア	千葉県船橋市、習志野市、八千代市、千葉市美浜区の一部、花見川区の一部、鎌ヶ谷市の一部		YY 船橋習志野局	千葉県船橋市、習志野市、八千代市、千葉市美浜区の一部、花見川区の一部、鎌ヶ谷市の一部	
	木更津エリア	千葉県木更津市、君津市、袖ヶ浦市の一部、富津市		木更津局	千葉県木更津市、君津市、袖ヶ浦市の一部、富津市	
	千葉セントラルエリア	千葉県千葉市		千葉セントラル局	千葉県千葉市	
	東葛・葛飾エリア	東京都葛飾区、千葉県松戸市、流山市、野田市		東葛・葛飾局	東京都葛飾区、千葉県松戸市、流山市、野田市	
	東関東エリア	千葉県柏市、我孫子市、鎌ヶ谷市、野田市、白井市		東関東局	千葉県柏市、我孫子市、鎌ヶ谷市、野田市、白井市	
	らーばんねっとエリア	千葉県印西市、白井市、船橋市小室町		らーばんねっとセンター	千葉県印西市、白井市、船橋市小室町	
	宝塚川西エリア	宝塚市、川西市、猪名川町、三田市	(株)ジェイコムウエスト	宝塚川西局	宝塚市、川西市、猪名川町、三田市	変更
	かわちエリア	八尾市、羽曳野市、松原市、藤井寺市、柏原市		かわち局	八尾市、羽曳野市、松原市、藤井寺市、柏原市	
	南大阪エリア	大阪狭山市、河内長野市、富田林市		南大阪局	大阪狭山市、河内長野市、富田林市	
	和歌山エリア	和歌山市、海南市、岩出市、紀の川市貴志川町		和歌山局	和歌山市、海南市、岩出市、紀の川市貴志川町	
	りんくうエリア	泉佐野市、貝塚市、泉南市、阪南市、田尻町、熊取町、岬町		りんくう局	泉佐野市、貝塚市、泉南市、阪南市、田尻町、熊取町、岬町	
	堺エリア	堺市、高石市		堺局	堺市、高石市	
	和泉・泉大津エリア	和泉市、泉大津市		和泉・泉大津局	和泉市、泉大津市	
	大阪エリア	大阪市阿倍野区、住吉区、東住吉		大阪局	大阪市阿倍野区、住吉区、東住吉	

		区、平野区、生野区、天王寺区			区、平野区、生野区、天王寺区	変更
	大阪セントラルエリア	大阪市旭区、北区、中央区、淀川区、東淀川区、城東区、都島区、鶴見区、東成区		大阪セントラル局	大阪市旭区、北区、中央区、淀川区、東淀川区、城東区、都島区、鶴見区、東成区	
	北摂エリア	大阪府箕面市、茨木市、摂津市		北摂局	大阪府箕面市、茨木市、摂津市	
	京都みやびじょんエリア	京都市、向日市、長岡京市、大山崎町、八幡市		京都みやびじょん局	京都市、向日市、長岡京市、大山崎町、八幡市	
	北河内エリア	守口市、門真市、大東市、四條畷市、交野市、寝屋川市		北河内局	守口市、門真市、大東市、四條畷市、交野市、寝屋川市	
	北大阪エリア	吹田市、豊中市、池田市		北大阪局	吹田市、豊中市、池田市	
	高槻エリア	高槻市、島本町		高槻局	高槻市、島本町	
	東大阪エリア	東大阪市		東大阪局	東大阪市	
	神戸芦屋エリア	兵庫県神戸市東灘区、灘区、中央区、兵庫区、北区、芦屋市、六甲アイランド		神戸芦屋局	兵庫県神戸市東灘区、灘区、中央区、兵庫区、北区、芦屋市、六甲アイランド	
	神戸三木エリア	神戸市須磨区、垂水区、長田区、西区、兵庫区、三木市		神戸三木局	神戸市須磨区、垂水区、長田区、西区、兵庫区、三木市	
	福岡エリア	福岡県福岡市東区、博多区、中央区、早良区、西区、南区、城南区、福岡県古賀市、福岡県糸島市、福岡県糟屋郡新宮町、粕屋町、篠栗町、志免町、福岡県筑紫郡那珂川町、福岡県春日市、福岡県大野城市、福岡県筑紫野市	(株)ジェコム九州	福岡局	福岡県福岡市東区、博多区、中央区、早良区、西区、南区、城南区、福岡県古賀市、福岡県糸島市、福岡県糟屋郡新宮町、粕屋町、篠栗町、志免町、福岡県筑紫郡那珂川町、福岡県春日市、福岡県大野城市、福岡県筑紫野市	
	北九州エリア	福岡県北九州市小倉北区、小倉南区、戸畑区、八幡東区、八幡西区、若松区、門司区、福岡県中間市、福岡県遠賀郡遠賀町、水巻町、岡垣町、		北九州局	福岡県北九州市小倉北区、小倉南区、戸畑区、八幡東区、八幡西区、若松区、門司区、福岡県中間市、福岡県遠賀郡遠賀町、水巻町、岡垣町、	

		芦屋町、福岡県宗像市、福岡県福津市			芦屋町、福岡県宗像市、福岡県福津市	変更
	熊本エリア	熊本県熊本市、益城町、菊陽町、合志市		熊本局	熊本県熊本市、益城町、菊陽町、合志市	
	大分エリア	大分県大分市、由布市、津久見市、豊後大野市、玖珠郡九重町、国東市安岐町、竹田市、臼杵市		(株)ケーブルネット下関	下関市	
(株)ケーブルネット下関	下関エリア	下関市	大分ケーブルテレコム(株)	大分局	大分県大分市、由布市、津久見市、豊後大野市、玖珠郡九重町、国東市安岐町、竹田市、臼杵市	変更

J:COM 電力 家庭用コース 契約約款 附則

変更後	変更前	変更
(実施期日) この改正規定は、2026 年 4 月 1 日から実施します。 (ジェイコム各社の組織再編に伴う債権債務の承継について) 株式会社ジェイコム東京、株式会社ジェイコム札幌、株式会社ジェイコム湘南・神奈川、株式会社ジェイコム埼玉・東日本、株式会社ジェイコム千葉、土浦ケーブルテレビ株式会社、株式会社ジェイコムウエスト、株式会社ジェイコム九州、大分ケーブルテレコム株式会社の 9 社は、株式会社ジェイコム東京を存続会社とする吸収合併を 2026 年 4 月 1 日付で実施します。(以下、「組織再編」といいます) また、存続会社である株式会社ジェイコム東京は、2026 年 4 月 1 日付で JCOM マーケティング株式会社に商号変更します。 この組織再編に伴い、消滅会社となるジェイコム各社が有する一切の債権および債務は、2026 年 4 月 1 日をもって JCOM マーケティング株式会社が承継します。当該債権の請求その他の取扱いについては、本約款の定めに従うものとします。		追加

新旧対照表（J:COM 電力 共用部コース契約約款_関西電力エリア）

J:COM 電力 共用部コース契約約款 表紙

変更後	変更前	変更
J:COM 電力 共用部コース契約約款 (関西電力エリア)	J:COM 電力 共用部コース契約約款	追加
取次業者(約款発行者) : JCOM マーケティング株式会社	取次業者(約款発行者) : 株式会社ジェイコムウエスト	変更
小売電気事業者 : 住友商事株式会社	小売電気事業者 : 住友商事株式会社	
2026 年 4 月 1 日	2025 年 7 月 1 日	変更

J:COM 電力 共用部コース 契約約款 本文

変更後	変更前	変更
第 5 章 使用および供給 第 33 条 (削除)	第 5 章 使用および供給 第 33 条 (制限または中止の料金割引) 当社は第 32 条 (供給の中止または使用の制限もしくは中止) (1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因が契約者の責めとなる理由による場合は、その契約者については割引いたしません。	変更 削除

第 6 章 契約の変更および終了 第 41 条（解除等） （1）契約者が、以下の各号のいずれかに該当するときは、当社は契約者との契約を解除することができるものとし、当該解除によって、契約者は当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済していただきます。この場合、当社は、契約を解除する 15 日前までに解除日を明示し、契約者に対して、①契約を解除後、無契約となった場合には電気の供給が止まることおよび、②契約者が希望される場合には、電気を供給することが義務付けられている小売電気事業者から電気の供給を受けることができることを説明します。なお、契約解除後であっても、当社は契約者に対して、一般送配電事業者等により電気の供給が停止された日（当該供給停止日よりも前に他の小売電気事業者から電気の供給が開始された場合は当該電気の供給開始日の前日）までの料金を請求できるものといたします。 イ 第 30 条（供給の停止）によって、電気の供給を停止された契約者が当社の定め た期日までにその理由となった事実を解消しないとき。 ロ 料金の支払を遅延したとき。 ハ 約款によって支払うこととなった工事費等を支払わないとき。 ニ 約款の条項（第 70 条（暴力団排除に関する条項）を含みます）に違反する行為があったと認められる場合およびそのおそれがあるとき。	イ 割引の対象 従量 A については最低料金および最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金、従量 B および低圧電力については基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合は、その適用後の基本料金といたします）といたします。ただし、第 21 条（料金の算定）（1）イまたはロの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される 1 月の金額といたします。 ロ 割引金額 当社は一般送配電事業者等から申告のあった制限または中止の期間における金額について契約者へ遡及精算いたします。 第 6 章 契約の変更および終了 第 41 条（解除等） （1）契約者が、以下の各号のいずれかに該当するときは、当社は契約者との契約を解除することができるものとし、当該解除によって、契約者は当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済していただきます。この場合、当社は、契約を解除する 15 日前までに解除日を明示し、契約者に対して、①契約を解除後、無契約となった場合には電気の供給が止まることおよび、②契約者が希望される場合には、電気を供給することが義務付けられている小売電気事業者から電気の供給を受けることができることを説明します。なお、契約解除後であっても、当社は契約者に対して、一般送配電事業者等により電気の供給が停止された日（当該供給停止日よりも前に他の小売電気事業者から電気の供給が開始された場合は当該電気の供給開始日の前日）までの料金を請求できるものといたします。 イ 第 30 条（供給の停止）によって、電気の供給を停止された契約者が当社の定め た期日までにその理由となった事実を解消しないとき。 ロ 料金の支払を遅延したとき。 ハ 約款によって支払うこととなった工事費等を支払わないとき。 ニ 約款の条項（第 70 条（暴力団排除に関する条項）を含みます）に違反する行為があったと認められる場合およびそのおそれがあるとき。
---	---

ホ 差押もしくは競売または滞納処分を受けたとき。 ヘ 破産、民事再生その他の法的整理手続きの申立てを受けたとき、または自らこれらの法的倒産手続きの申立てをなしたとき。 ト 当社が、当社の従業員およびステークホルダーに対する契約者の要求が妥当性を欠くと判断した場合や、契約者の要求を実現するための手段および態様が社会通念上不相当であると判断した場合、当社が書面等でその行為の解消を求める通知を行っても相当期間内に解消しないとき。	ホ 差押もしくは競売または滞納処分を受けたとき。 ヘ 破産、民事再生その他の法的整理手続きの申立てを受けたとき、または自らこれらの法的倒産手続きの申立てをなしたとき。	追加
--	---	----

J:COM 電力 共用部コース 契約約款 別記

変更後			変更前			変更
別記 1 （第 1 条関係）当社のサービス提供区域および J:COM グループ各社とその提供区域			別記 1 （第 1 条関係）当社のサービス提供区域および J:COM グループ各社とその提供区域			変更 変更
法人名	エリア名	提供区域	法人名	局名	提供区域	
JCOM マーケティング(株)	東京東エリア	東京都練馬区、埼玉県和光市、新座市	(株)ジェコム東京	東エリア局	東京都練馬区、埼玉県和光市、新座市	
	杉並・中野エリア	東京都杉並区、中野区		杉並・中野局	東京都杉並区、中野区	
	東京西エリア	東京都国分寺市、小金井市、府中市、国立市、武蔵野市		西エリア局	東京都国分寺市、小金井市、府中市、国立市、武蔵野市	
	すみだ・台東エリア	東京都墨田区、台東区		すみだ・台東局	東京都墨田区、台東区	
	板橋・北エリア	東京都北区、板橋区		板橋・北局	東京都北区、板橋区	
	港・新宿エリア	東京都港区、新宿区		港・新宿局	東京都港区、新宿区	
	大田エリア	東京都大田区		大田局	東京都大田区	
	八王子・日野エリア	東京都八王子市、あきる野市、日の出町、日野市		八王子・日野局	東京都八王子市、あきる野市、日の出町、日野市	

	多摩 エリア	東京都立川市、昭島市、国立市、東大和市、武蔵村山市		多摩 局	東京都立川市、昭島市、国立市、東大和市、武蔵村山市	変更
	足立 エリア	東京都足立区		足立 局	東京都足立区	
	武蔵野・三鷹 エリア	東京都武蔵野市、三鷹市		武蔵野・三鷹 局	東京都武蔵野市、三鷹市	
	西東京 エリア	東京都小平市、西東京市、東久留米市、清瀬市、東村山市		西東京 局	東京都小平市、西東京市、東久留米市、清瀬市、東村山市	
	調布 エリア	東京都調布市、世田谷区、狛江市		調布 局	東京都調布市、世田谷区、狛江市	
	世田谷 エリア	東京都世田谷区、狛江市		世田谷 局	東京都世田谷区、狛江市	
	江戸川 エリア	東京都江戸川区		江戸川 局	東京都江戸川区	
	湘南・鎌倉 エリア	神奈川県藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町、海老名市門沢橋、鎌倉市、逗子市	(株)ジェイコム湘南・神奈川	湘南・鎌倉 局	神奈川県藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町、海老名市門沢橋、鎌倉市、逗子市	
	横須賀 エリア	横須賀市、葉山町、三浦市、逗子市		横須賀 局	横須賀市、葉山町、三浦市、逗子市	
	南横浜 エリア	神奈川県横浜市金沢区、戸塚区、港南区、栄区		南横浜 局	神奈川県横浜市金沢区、戸塚区、港南区、栄区	
	相模原・大和 エリア	神奈川県相模原市、愛川町、大和市		相模原・大和 局	神奈川県相模原市、愛川町、大和市	
	町田・川崎 エリア	東京都稲城市、東京都町田市、神奈川県川崎市多摩区、川崎市麻生区、横浜市南区、横浜市青葉区		町田・川崎 局	東京都稲城市、東京都町田市、神奈川県川崎市多摩区、川崎市麻生区、横浜市南区、横浜市青葉区	
	かながわセントラル エリア	神奈川県大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、横浜市瀬谷区		かながわセントラル 局	神奈川県大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、横浜市瀬谷区	
	横浜テレビ エリア	横浜市南区、磯子区、中区、西区		横浜テレビ 局	横浜市南区、磯子区、中区、西区	
	西湘 エリア	神奈川県秦野市、伊勢原市、小田原市、南足柄市、開成町		西湘 局	神奈川県秦野市、伊勢原市、小田原市、南足柄市、開成町	
	茨城 エリア	茨城県土浦市、龍ヶ崎市、牛久市、阿見町、かすみがうら市、取手市、守	土浦ケーブルテレビ	茨城 局	茨城県土浦市、龍ヶ崎市、牛久市、阿見町、かすみがうら市、取手市、守	変更

		谷市、美浦村、つくばみらい市、利根町、石岡市、常総市、つくば市	(株)		谷市、美浦村、つくばみらい市、利根町、石岡市、常総市、つくば市	変更
	さいたま南 エリア	埼玉県さいたま市中央区、浦和区、南区、桜区、緑区	(株)ジェイコム埼玉・東日本	さいたま南 局	埼玉県さいたま市中央区、浦和区、南区、桜区、緑区	
	さいたま北 エリア	埼玉県さいたま市大宮区、北区、西区、見沼区、上尾市、伊奈町		さいたま北 局	埼玉県さいたま市大宮区、北区、西区、見沼区、上尾市、伊奈町	
	所沢 エリア	埼玉県所沢市		所沢 局	埼玉県所沢市	
	東上・川越 エリア	埼玉県朝霞市、富士見市、志木市、ふじみ野市、新座市、三芳町、川越市、鶴ヶ島市、坂戸市、日高市、鳩山町、川島町		東上・川越 局	埼玉県朝霞市、富士見市、志木市、ふじみ野市、新座市、三芳町、川越市、鶴ヶ島市、坂戸市、日高市、鳩山町、川島町	
	川口・戸田 エリア	埼玉県川口市、戸田市、東京都足立区		川口・戸田 局	埼玉県川口市、戸田市、東京都足立区	
	越谷・春日部 エリア	埼玉県越谷市、吉川市、松伏町、春日部市、さいたま市岩槻区		越谷・春日部 局	埼玉県越谷市、吉川市、松伏町、春日部市、さいたま市岩槻区	
	草加 エリア	埼玉県草加市、三郷市、八潮市、川口市 東京都足立区		草加 局	埼玉県草加市、三郷市、八潮市、川口市 東京都足立区	
	埼玉県央 エリア	埼玉県鴻巣市、北本市、桶川市、加須市、久喜市、幸手市、蓮田市、白岡市、宮代町、杉戸町		埼玉県央 局	埼玉県鴻巣市、北本市、桶川市、加須市、久喜市、幸手市、蓮田市、白岡市、宮代町、杉戸町	
	熊谷・深谷 エリア	埼玉県熊谷市、深谷市		熊谷・深谷 局	埼玉県熊谷市、深谷市	
	群馬 エリア	群馬県前橋市、高崎市、渋川市、安中市		群馬 局	群馬県前橋市、高崎市、渋川市、安中市	
	仙台 エリア	仙台市青葉区・泉区・宮城野区・若林区、富谷市、黒川郡大和町、宮城郡利府町の一部、名取市		仙台 局	仙台市青葉区・泉区・宮城野区・若林区、富谷市、黒川郡大和町、宮城郡利府町の一部、名取市	

	市川・浦安エリア	千葉県市川市、浦安市全域	(株)ジェイコム千葉	市川・浦安局	千葉県市川市、浦安市全域	変更
	YY 船橋習志野エリア	千葉県船橋市、習志野市、八千代市、千葉市美浜区の一部、花見川区の一部、鎌ヶ谷市の一部		YY 船橋習志野局	千葉県船橋市、習志野市、八千代市、千葉市美浜区の一部、花見川区の一部、鎌ヶ谷市の一部	
	木更津エリア	千葉県木更津市、君津市、袖ヶ浦市の一部、富津市		木更津局	千葉県木更津市、君津市、袖ヶ浦市の一部、富津市	
	千葉セントラルエリア	千葉県千葉市		千葉セントラル局	千葉県千葉市	
	東葛・葛飾エリア	東京都葛飾区、千葉県松戸市、流山市、野田市		東葛・葛飾局	東京都葛飾区、千葉県松戸市、流山市、野田市	
	東関東エリア	千葉県柏市、我孫子市、鎌ヶ谷市、野田市、白井市		東関東局	千葉県柏市、我孫子市、鎌ヶ谷市、野田市、白井市	
	らーばんねっとエリア	千葉県印西市、白井市、船橋市小室町	(株)ジェイコムウエスト	らーばんねっとセンター	千葉県印西市、白井市、船橋市小室町	変更
	宝塚川西エリア	宝塚市、川西市、猪名川町、三田市		宝塚川西局	宝塚市、川西市、猪名川町、三田市	
	かわちエリア	八尾市、羽曳野市、松原市、藤井寺市、柏原市		かわち局	八尾市、羽曳野市、松原市、藤井寺市、柏原市	
	南大阪エリア	大阪狭山市、河内長野市、富田林市		南大阪局	大阪狭山市、河内長野市、富田林市	
	和歌山エリア	和歌山市、海南市、岩出市、紀の川市貴志川町		和歌山局	和歌山市、海南市、岩出市、紀の川市貴志川町	
	りんくうエリア	泉佐野市、貝塚市、泉南市、阪南市、田尻町、熊取町、岬町		りんくう局	泉佐野市、貝塚市、泉南市、阪南市、田尻町、熊取町、岬町	
	堺エリア	堺市、高石市		堺局	堺市、高石市	
	和泉・泉大津エリア	和泉市、泉大津市		和泉・泉大津局	和泉市、泉大津市	
	大阪エリア	大阪市阿倍野区、住吉区、東住吉区、平野区、生野区、天王寺区		大阪局	大阪市阿倍野区、住吉区、東住吉区、平野区、生野区、天王寺区	
	大阪セントラルエリア	大阪市旭区、北区、中央区、淀川区、		大阪セントラル局	大阪市旭区、北区、中央区、淀川区、	

	ア	東淀川区、城東区、都島区、鶴見区、東成区			東淀川区、城東区、都島区、鶴見区、東成区	変更
	北摂エリア	大阪府箕面市、茨木市、摂津市		北摂局	大阪府箕面市、茨木市、摂津市	
	京都みやびじょん エリア	京都市、向日市、長岡京市、大山崎町、八幡市		京都みやびじょん 局	京都市、向日市、長岡京市、大山崎町、八幡市	
	北河内エリア	守口市、門真市、大東市、四條畷市、交野市、寝屋川市		北河内局	守口市、門真市、大東市、四條畷市、交野市、寝屋川市	
	北大阪エリア	吹田市、豊中市、池田市		北大阪局	吹田市、豊中市、池田市	
	高槻エリア	高槻市、島本町		高槻局	高槻市、島本町	
	東大阪エリア	東大阪市		東大阪局	東大阪市	
	神戸芦屋エリア	兵庫県神戸市東灘区、灘区、中央区、兵庫区、北区、芦屋市、六甲アイランド		神戸芦屋局	兵庫県神戸市東灘区、灘区、中央区、兵庫区、北区、芦屋市、六甲アイランド	
	神戸三木エリア	神戸市須磨区、垂水区、長田区、西区、兵庫区、三木市		神戸三木局	神戸市須磨区、垂水区、長田区、西区、兵庫区、三木市	
	福岡エリア	福岡県福岡市東区、博多区、中央区、早良区、西区、南区、城南区、福岡県古賀市、福岡県糸島市、福岡県糟屋郡新宮町、粕屋町、篠栗町、志免町、福岡県筑紫郡那珂川町、福岡県春日市、福岡県大野城市、福岡県筑紫野市		(株)ジェイコム九州	福岡局	福岡県福岡市東区、博多区、中央区、早良区、西区、南区、城南区、福岡県古賀市、福岡県糸島市、福岡県糟屋郡新宮町、粕屋町、篠栗町、志免町、福岡県筑紫郡那珂川町、福岡県春日市、福岡県大野城市、福岡県筑紫野市
	北九州エリア	福岡県北九州市小倉北区、小倉南区、戸畑区、八幡東区、八幡西区、若松区、門司区、福岡県中間市、福岡県遠賀郡遠賀町、水巻町、岡垣町、芦屋町、福岡県宗像市、福岡県福津市		北九州局	福岡県北九州市小倉北区、小倉南区、戸畑区、八幡東区、八幡西区、若松区、門司区、福岡県中間市、福岡県遠賀郡遠賀町、水巻町、岡垣町、芦屋町、福岡県宗像市、福岡県福津市	

	熊本エリア	熊本県熊本市、益城町、菊陽町、合志市		熊本局	熊本県熊本市、益城町、菊陽町、合志市	変更
	大分エリア	大分県大分市、由布市、津久見市、豊後大野市、玖珠郡九重町、国東市安岐町、竹田市、臼杵市	(株)ケーブルネット下関	下関局	下関市	
(株)ケーブルネット下関	下関エリア	下関市	大分ケーブルテレコム(株)	大分局	大分県大分市、由布市、津久見市、豊後大野市、玖珠郡九重町、国東市安岐町、竹田市、臼杵市	変更

J:COM 電力 共用部コース 契約約款 附則

変更後	変更前	変更
(実施期日) この改正規定は、2026 年 4 月 1 日から実施します。 (ジェイコム各社の組織再編に伴う債権債務の承継について) 株式会社ジェイコム東京、株式会社ジェイコム札幌、株式会社ジェイコム湘南・神奈川、株式会社ジェイコム埼玉・東日本、株式会社ジェイコム千葉、土浦ケーブルテレビ株式会社、株式会社ジェイコムウエスト、株式会社ジェイコム九州、大分ケーブルテレコム株式会社の 9 社は、株式会社ジェイコム東京を存続会社とする吸収合併を 2026 年 4 月 1 日付で実施します。(以下、「組織再編」といいます) また、存続会社である株式会社ジェイコム東京は、2026 年 4 月 1 日付で JCOM マーケティング株式会社に商号変更します。 この組織再編に伴い、消滅会社となるジェイコム各社が有する一切の債権および債務は、2026 年 4 月 1 日をもって JCOM マーケティング株式会社が承継します。当該債権の請求その他の取扱いについては、本約款の定めに従うものとします。		追加